

島原市自殺対策計画



平成31年3月

島原市



は じ め に

誰もが自殺に追い込まれることのない

「いのち
生命輝く」地域社会の実現を目指して

我が国の自殺者数は、平成10年以降、14年連続して3万人を超える状態が続いていましたが、平成24年から平成28年まで5年連続で3万人を下回り、平成28年には22年ぶりに2万2千人を下回ったものの、依然として欧米先進諸国と比較して、突出しています。また、15～39歳の各年代の死因の第1位は自殺となっており、非常事態はいまだに続いています。

自殺対策に関しては、平成18年に自殺対策基本法が制定され、その10年後の節目に当たる平成28年には自殺対策基本法が改正されました。平成29年7月には自殺総合対策大綱の抜本的な見直しが行われ、長崎県においては国の動向を踏まえ、長崎県自殺総合対策5カ年計画の見直しがなされました。法改正や大綱の見直しにより、市区町村は自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して自殺対策計画を策定するものとされました。

本市におきましても、こうした動きを背景に、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを推進するための環境の整備充実を図るため、このたび、平成31年度から5年間を期間とする、「島原市自殺対策計画」を策定いたしました。

本計画の基本目標である「誰も自殺に追い込まれることのない生命輝く地域社会の実現」をめざし、市の全事業から精査した「生きる支援」に関連する事業を最大限に生かし、施策の積極的な推進に取り組んでまいりますので、市民の皆様や自殺対策に取り組むさまざまな団体のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして貴重なご意見、ご指導をいただきました島原市自殺対策地域ネットワーク会議委員の皆様、また、計画策定に関わってさまざまな方面からご協力いただきました自殺対策関係団体各位に対しまして厚くお礼を申し上げます。

平成31年3月

島原市長 古川 隆三郎

目次

第1章 はじめに.....	1
1 計画策定の趣旨.....	2
2 計画の性格と位置づけ.....	3
(1) 計画の位置づけ	
(2) 計画策定の体制	
(3) 計画期間	
(4) 関連計画との整合	
第2章 自殺の現状と課題.....	5
1 全国の自殺の動向	6
2 長崎県の自殺の動向	8
3 島原市の自殺の現状	9
4 国・県の動き	15
(1) 国	
(2) 長崎県	
5 島原市における自殺対策の課題	16
(1) 自殺の問題に関する理解の促進と取組の推進	
(2) 自殺の背景となる要因の軽減のための取組の推進	
(3) 自殺の原因・背景に対応した「生きる支援」体制の整備	
第3章 基本的な目標.....	17
1 基本目標.....	18
2 施策の体系	19

第4章 分野別計画	21
1 自殺の問題に関する理解の促進と取組の推進	22
(1) 市民の理解の促進	
(2) 自殺対策関係団体との連携	
2 自殺の背景となる要因の軽減のための取組の推進	26
(1) 人材育成	
(2) 職場、学校、地域における環境整備	
3 自殺の原因・背景に対応した「生きる支援」体制の整備	29
(1) 連携体制の整備	
(2) 自殺発生の危機管理	
(3) 自殺未遂者に対する支援	
(4) 自死遺族等に対する支援	
第5章 計画推進のために.....	41
1 計画推進体制	42
2 市民参加による計画推進体制.....	42
資料編.....	43
資料1 島原市自殺対策推進本部設置規程	44
資料2 島原市自殺対策ネットワーク会議要綱	46
資料3 島原市自殺対策ネットワーク会議委員名簿.....	47
資料4 計画の策定経過	48
資料5 用語の説明	49
資料6 こころの健康に関する意識調査結果.....	51
資料7 相談機関一覧.....	51



第1章

はじめに



1 計画策定の趣旨

自殺対策に関して、国において平成18年10月に「自殺対策基本法*」が施行され、平成19年6月には、自殺対策基本法*に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として「自殺総合対策大綱*」が策定されました。

また、平成28年4月に改正自殺対策基本法*が施行され、市区町村は、自殺総合対策大綱*及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して自殺対策計画を策定するものとされ、平成29年7月には「自殺総合対策大綱*」が自殺の実態を踏まえたものに見直れ、「地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有する地方自治体は、大綱及び地域の実情等を勘案して、地域自殺対策計画を策定する。国民一人ひとりの身近な行政主体として、国と連携しつつ、地域における各主体の緊密・協働に努めながら自殺対策を推進する。」とされました。

「自殺総合対策大綱*」には、「生きることの包括的な支援として推進する」、「関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む」、「対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる」、「実践と啓発を両輪として推進する」、「国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する」という5つの基本方針が掲げられています。

長崎県においては平成19年1月に長崎県自殺対策連絡協議会が設置され、平成29年には、「第3期長崎県自殺総合対策5カ年計画」が策定されました。

本市としては、このような状況を踏まえ、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを推進するための環境の整備充実を図るため、「島原市自殺対策計画」を策定するものです。

「*」については、資料編（P49－50）に「用語の説明」あり

2 計画の性格と位置づけ

(1) 計画の位置づけ

本計画は、平成28年に改正された「自殺対策基本法*」第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として、平成29年に見直された「自殺総合対策大綱*」及び「第3期長崎県自殺総合対策5カ年計画」並びに地域の実情を勘案して策定するものです。

(2) 計画策定の体制

全庁的な計画策定体制とするため、市長を本部長とする「島原市自殺対策推進本部*」により計画内容の協議を行うとともに、幅広い関係者の参画を図るため、学識経験者、地元医師会等の保健医療関係者、社会福祉協議会や民生委員・児童委員協議会などの地域福祉関係者、商工会等の関係者からなる「島原市自殺対策地域ネットワーク会議」からも意見をうかがいました。

また、庁内関係部局の構成員からなる「島原市自殺対策庁内連携会議」により計画内容の検討を行いました。

さらに策定期間中、こころの健康に関する意識調査を実施し、市の実情を把握し、ホームページ等を活用して、パブリックコメント*を実施し、市民の意見の反映に努めました。

(3) 計画期間

国の自殺総合対策大綱*が概ね5年を目途に見直すこととされていることを踏まえ、本計画の期間は、平成31年度から平成35年度（2023年度）までの5年間とします。

なお、本計画は、「自殺対策基本法*」または「自殺総合対策大綱*」が改正された場合に、必要に応じて見直しを行います。

(4) 関連計画との整合

本計画は、「島原市市勢振興計画」を上位計画とし、「島原市地域福祉計画」や「島原市健康増進計画『健康しまばら21』」等の関連計画と整合を図ります。

第2章

自殺の現状と課題



1 全国の自殺の動向

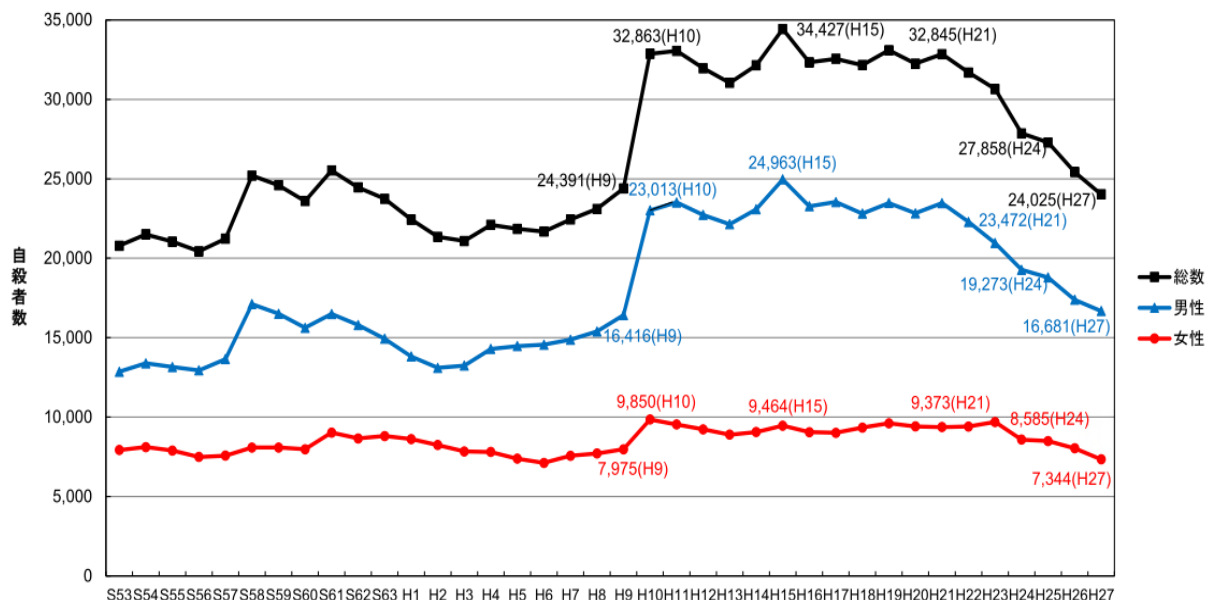
平成29年自殺対策白書によると、全国の自殺者数は、平成10年以降、14年連続して3万人を超える状態が続き、平成15年には統計を取り始めた昭和53年以降で最多の3万4,427人となりましたが、平成16年は減少し、平成21年まで横ばいで推移した後、平成22年以降は減少を続けており、平成28年には2万1,897人と22年ぶりに2万2千人を下回りました。

また、人口10万人あたりの自殺者数をあらわす自殺死亡率は、昭和58年の21.1を第一次のピークとした後、平成3年には17.0まで低下し、その後、平成9年の19.3から平成10年に26.0と急上昇し、以後平成15年の27.0をピークとして平成23年まで高い水準となっていました。平成24年以降は低下し、平成28年は17.3となりました。

このように、自殺は減少傾向にあるものの、20歳未満は自殺死亡率が平成10年以降おおむね横ばいであることに加え、15～39歳の各年代における死因の第一位が自殺であり、自殺死亡率もピーク時からの減少率が、他の年代と比べて低い状態が続いています。

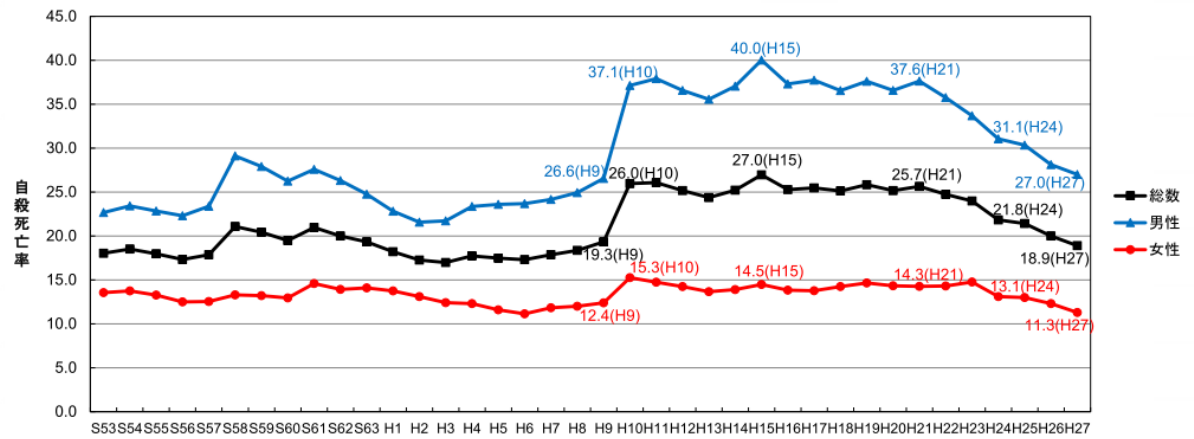
注) 自殺死亡率＝自殺者数÷人口×10万人(人/10万人)

【自殺者数の推移】(単位:人)



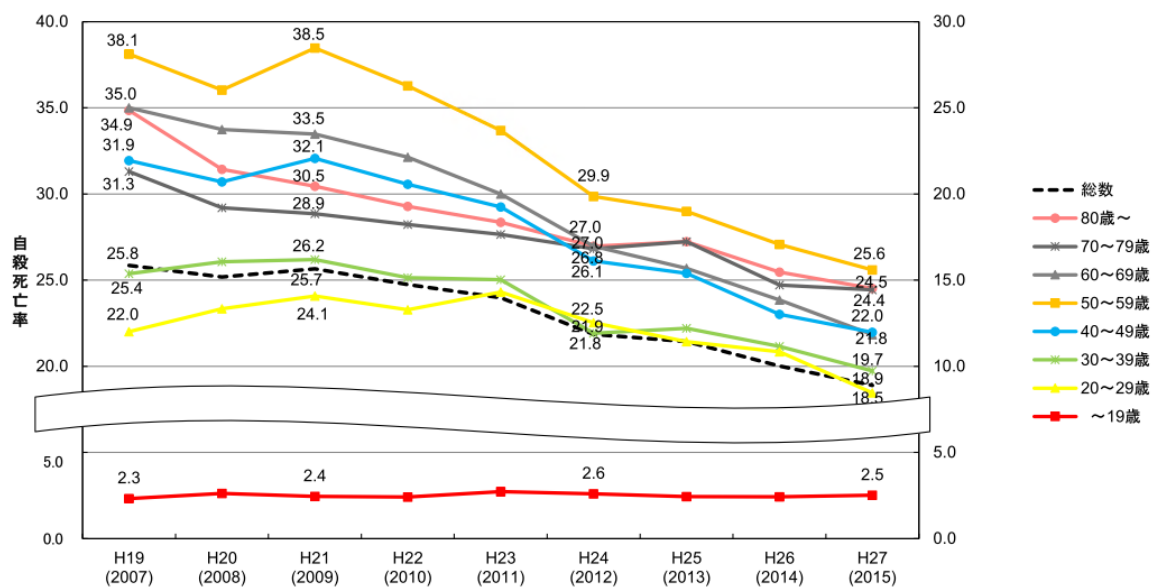
資料：「警察庁自殺統計」内閣府

【自殺死亡率の推移】



資料：「警察庁自殺統計」内閣府

【年齢階級別自殺死亡率の推移】



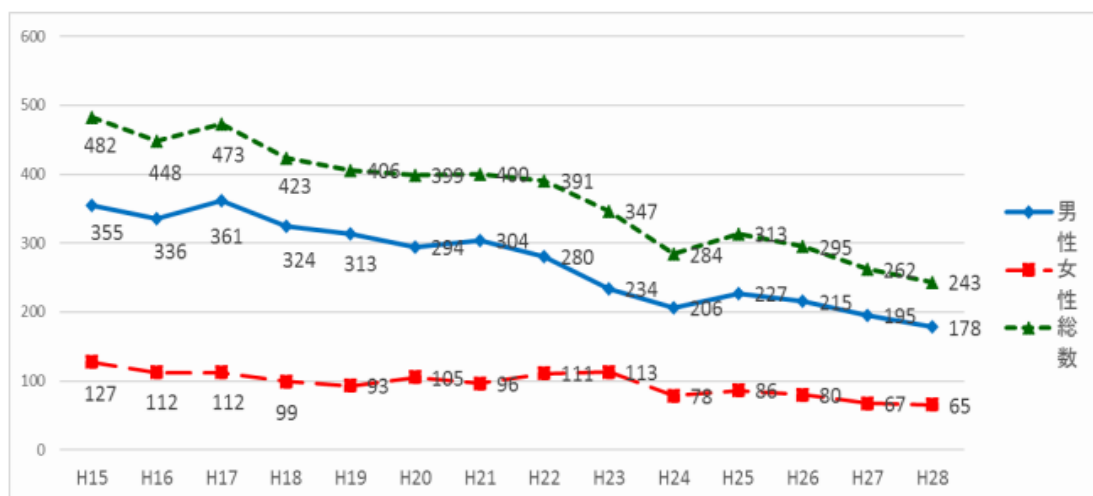
資料：「警察庁自殺統計」内閣府

2 長崎県の自殺の動向

長崎県の自殺者数は、平成15年に482人とピークを迎え、翌年以降は一時の増加を除いて概ね減少傾向にあり、平成28年の自殺者数は243人となっています。

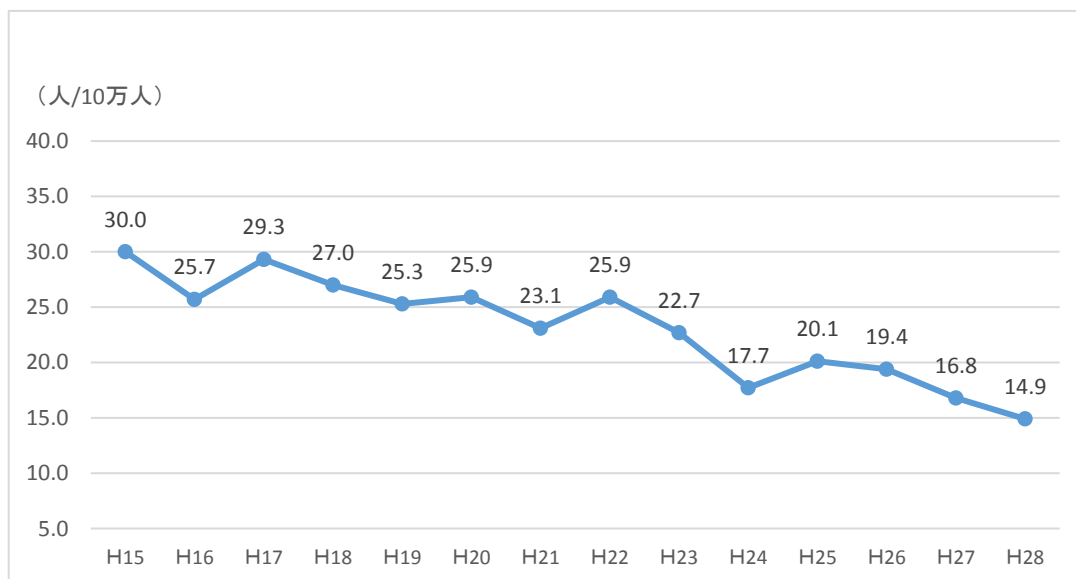
また、自殺死亡率は、平成15年に30.0とピークとなり、平成25年以降は低下傾向に転じ、平成28年の自殺死亡率は14.9となっています。

【自殺者数の推移】（単位:人）



資料：第3期長崎県自殺総合対策5カ年計画（「自殺の概要」（長崎県警））

【自殺死亡率の推移】



資料：第3期長崎県自殺総合対策5カ年計画（「人口動態統計」（厚生労働省）、「衛生統計年報」（県））

3 島原市の自殺の現状

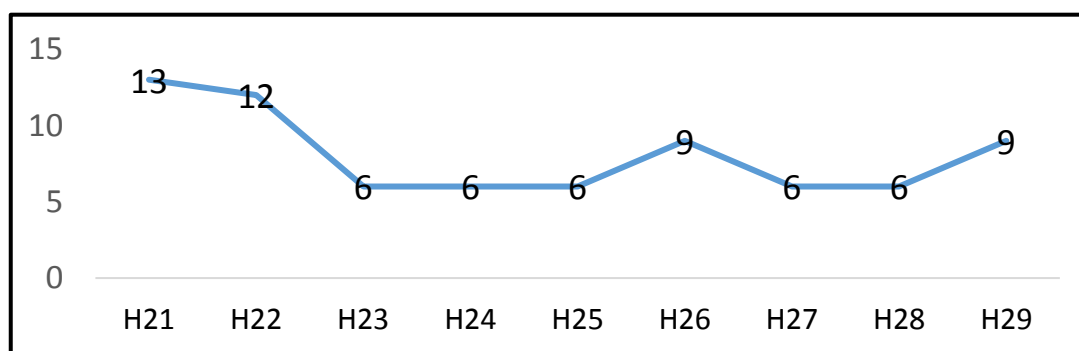
① 自殺の現状

自殺統計が取られ始めた平成21年以降、本市における自殺者数は平成23年に半減した後、横ばい傾向にありましたが、平成26年と平成29年に増加することがあり、6人から9人の間で推移しています。

平成21年から平成29年までの9年間の合計でみると、年齢別では80代が最も多く、次いで60代、50代、40代で多くなっています。男女別では、30代以上はどの年代も男性が多く、合計で約6割以上を占めています。

本市の自殺死亡率は、国、県に比べて低いものの、自殺が後を絶たず、自殺者や自殺未遂者の周囲の人までもが心理的影響を受けることを含め、決して見過ごしてできない状況です。

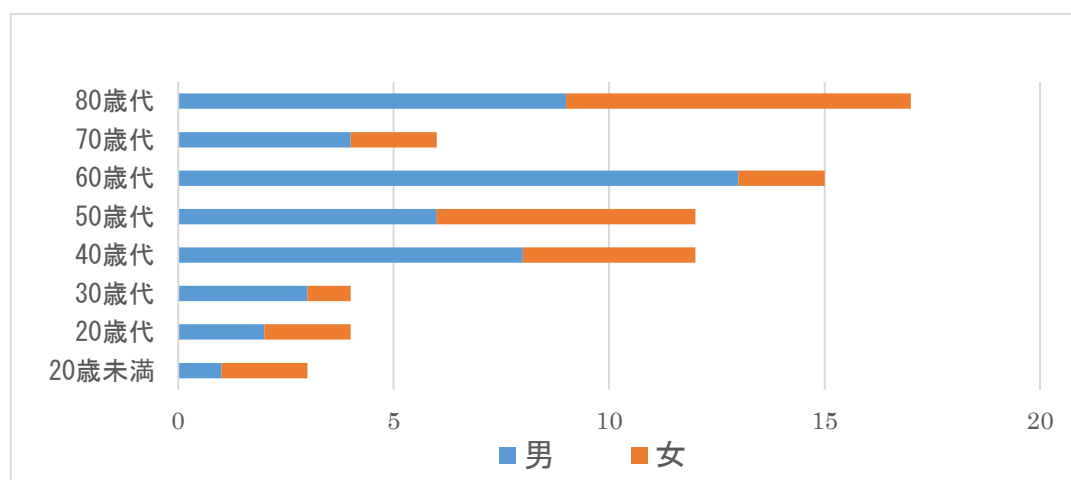
【自殺者数の推移】（単位:人）



資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

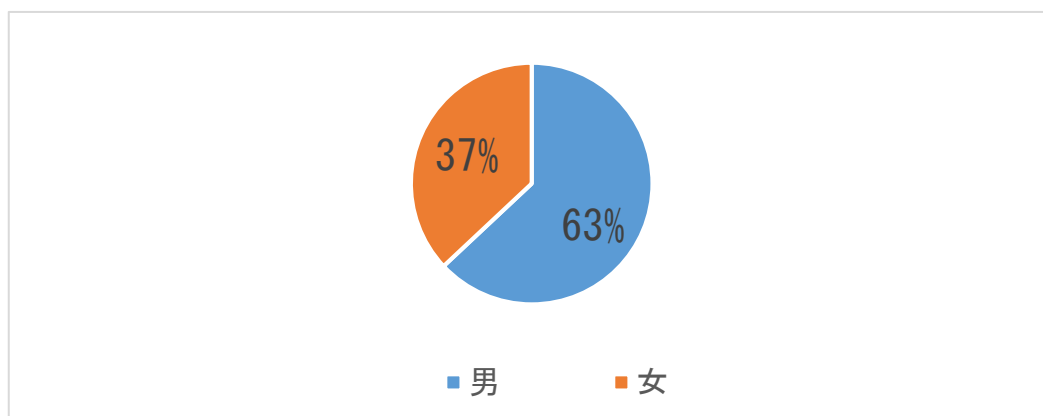
【年齢別自殺者数（累計）】（単位:人）

平成21年から平成29年までの自殺者数の合計73人を、年代別男女別に表示。



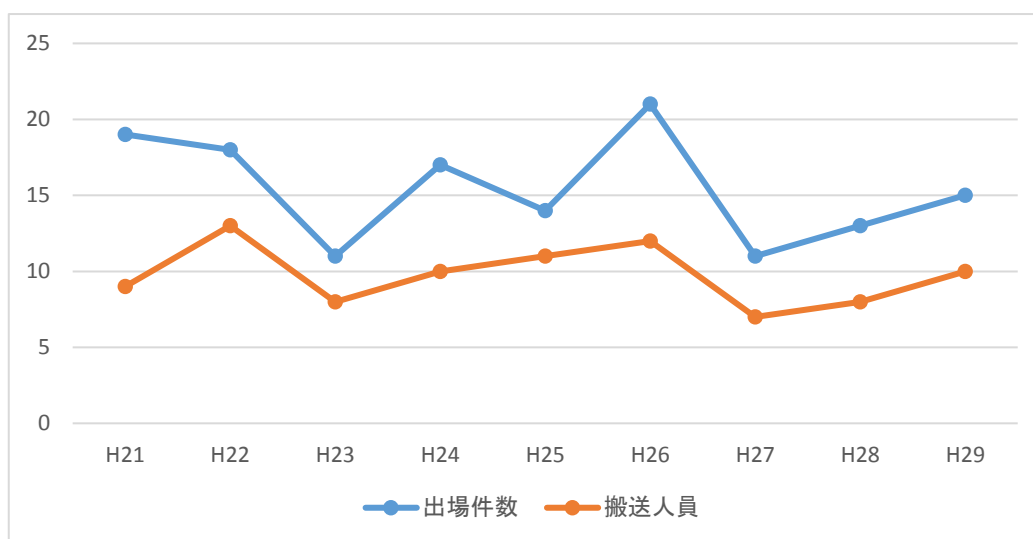
資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

【男女別死亡者数比較】



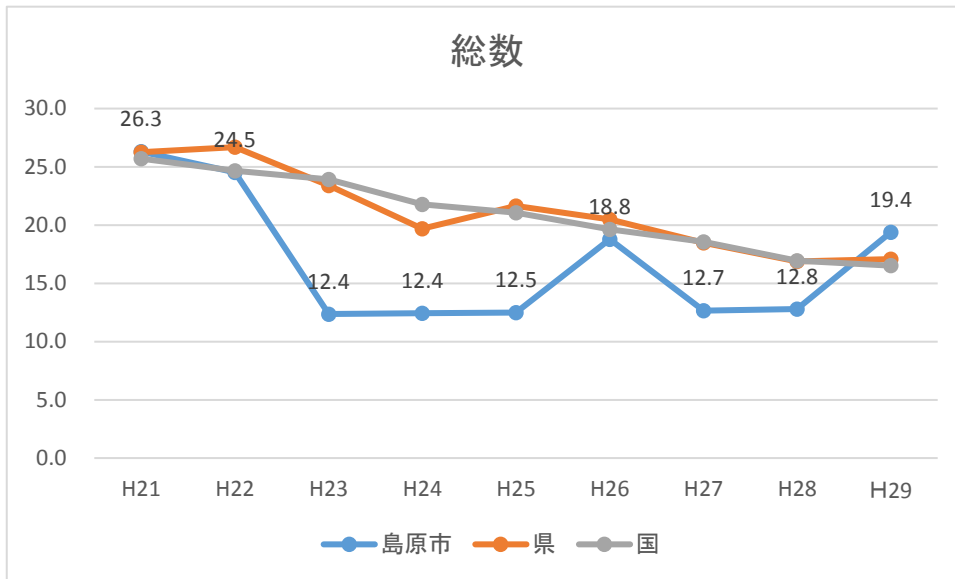
資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

【自損行為による救急出場の推移】（単位：件・人）

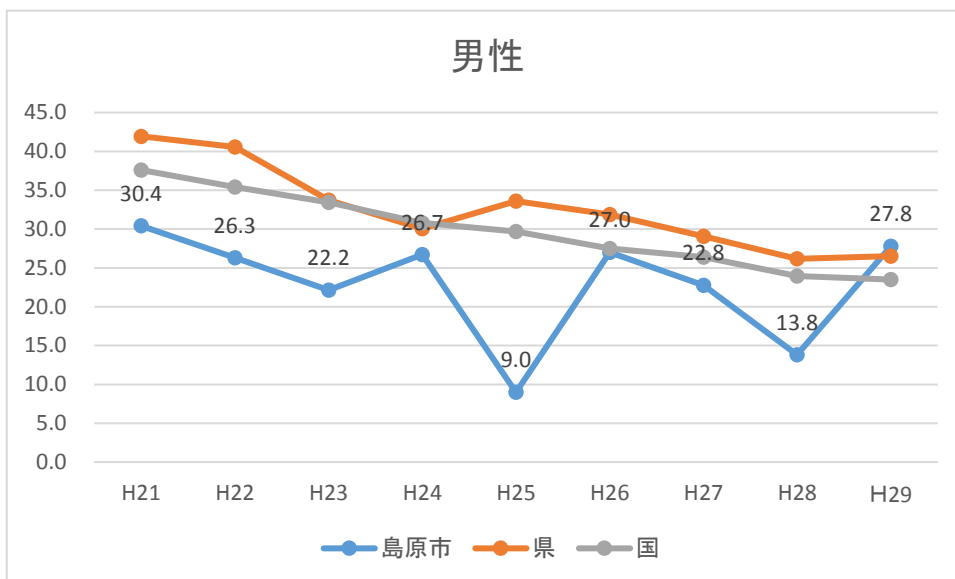


資料：消防年報「市別・事故別救急出場状況」（島原地域広域市町村圏組合島原消防署）

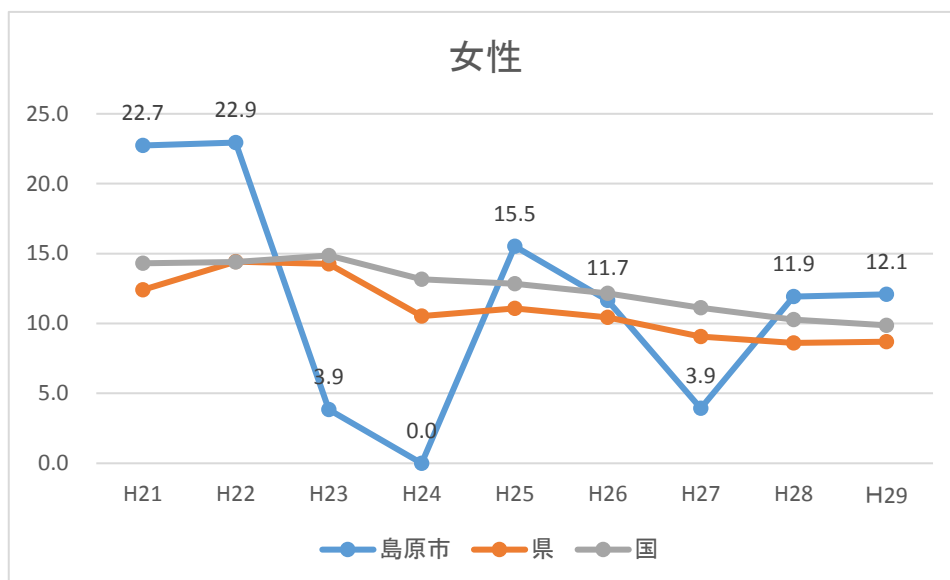
② 自殺死亡率の推移



資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）



資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）



資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

③ 地域自殺実態プロファイル*（島原市H25～H29）

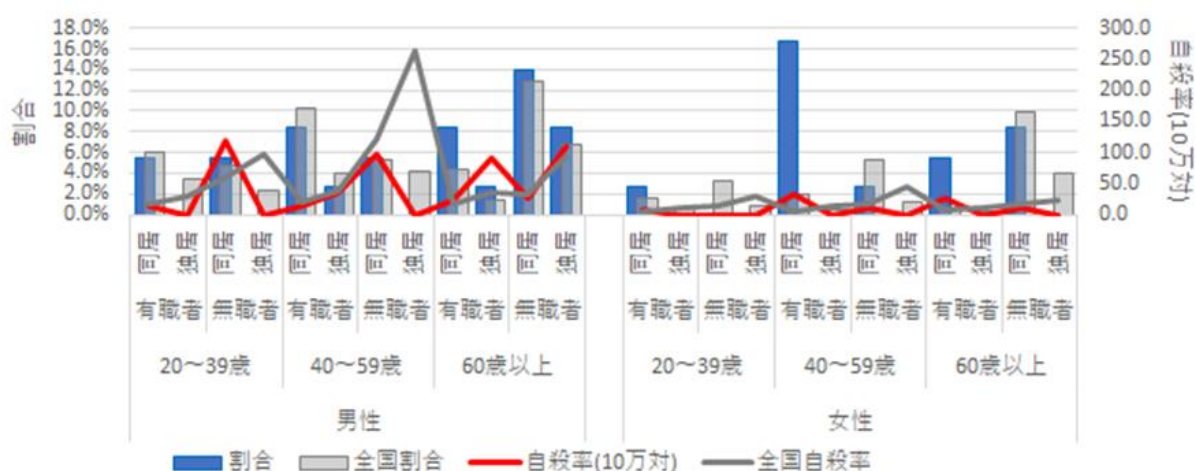
合計 36 人（男性 22 人、女性 14 人）（自殺統計（自殺日・住居地））

【主な自殺の特徴】

上位 5 区分	自殺者数 5 年計 (人)	割合 (%)	自殺死亡率 (人/10 万人)	背景にある主な自殺の危機経路**
1 位: 女性 40～59 歳有職同居	6	16.7	33.5	職場の人間関係＋家族間の不和→うつ状態→自殺
2 位: 男性 60 歳以上無職同居	5	13.9	26.1	失業（退職）→生活苦＋介護の悩み（疲れ）＋身体疾患→自殺
3 位: 男性 60 歳以上無職独居	3	8.3	108.4	失業（退職）＋死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
4 位: 男性 60 歳以上有職同居	3	8.3	22.6	①【労働者】身体疾患＋介護疲れ→アルコール依存→うつ状態→自殺／②【自営業者】事業不振→借金＋介護疲れ→うつ状態→自殺
5 位: 男性 40～59 歳有職同居	3	8.3	13.7	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み＋仕事の失敗→うつ状態→自殺

出典：自殺総合対策推進センター* 「地域自殺実態プロファイル*（2018）」

【自殺の概要】



出典：自殺総合対策推進センター* 「地域自殺実態プロフィール*（2018）」

【自殺の特性の評価】

年代	自殺死亡率 (人/10 万人)	区分	自殺死亡率 (人/10 万人)
総数	15.2	男性	20.0
20 歳未満	4.0	女性	11.0
20 歳代	8.9	若年者(20~39 歳)	11.7
30 歳代	10.2	高齢者(70 歳以上)	14.5
40 歳代	24.0	勤務・経営	17.5
50 歳代	12.9	無職者・失業者	25.1
60 歳代	24.8		
70 歳代	8.7		
80 歳以上	25.4		

出典：自殺総合対策推進センター* 「地域自殺実態プロフィール*（2018）」

【有職者の自殺の内訳】

職業	自殺者数(人)	割合(%)	全国割合(%)
自営業・家族従業者	9	47.4	20.3
被雇用者・勤め人	10	52.6	79.7
合計	19	100.0	100.0

出典：自殺総合対策推進センター* 「地域自殺実態プロフィール*（2018）」

【自殺企図*手段別死亡者数】.

手段	H25	H26	H27	H28	H29	合計(人)	割合(%)
首つり	5	9	6	4	5	29	80.6
首つり以外	1	0	0	2	4	7	19.4
不詳	0	0	0	0	0	0	0.0
合計	6	9	6	6	9	36	100.0

出典：自殺総合対策推進センター* 「地域自殺実態プロファイル* (2018)」

【自殺者における未遂歴の有無】

未遂歴		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H25～H29 合計(人)
総数	あり	1	1	1	2	3	2	0	3	10
	なし	10	5	4	3	4	3	5	5	20
	不詳	1	0	1	1	2	1	1	1	6
男性	あり	0		1		2		0	2	—
	なし	5		4		3		2	4	—
	不詳	1		1		1		1	0	—
女性	あり	1		0		1		0	1	—
	なし	5		0		1		3	1	—
	不詳	0		0		1		0	1	—

平成23年、25年、27年については未公表

出典：自殺総合対策推進センター* 「地域自殺実態プロファイル* (2018)」

4 国・県の動き

(1) 国

全国の自殺者数は、平成10年以降、年間3万人を超え、その後も深刻な状況が継続してきました。このような状況に対応するため、自殺対策に関して基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めることにより、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図ることを目的に、平成18年10月に「自殺対策基本法*」が施行されました。

平成19年6月には自殺対策基本法*に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針である「自殺総合対策大綱*」が策定され、これに基づき、地方公共団体をはじめ、医療機関、自殺の防止等に関する活動を行う民間団体等との密接な連携を図りつつ、自殺対策を推進することとされました。この大綱は平成24年8月に初めて全体的な見直しが行われ、その後、おおむね5年ごとに見直すこととされていたことから、平成28年の自殺対策基本法*の改正にあわせて、全国の自殺の実態を踏まえ、平成29年7月に「自殺総合対策大綱*～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定されました。

(2) 長崎県

長崎県における自殺者数は、平成10年に400人を超えて以来、深刻な状態が継続してきました。この間、県においては、平成19年1月「長崎県自殺対策連絡協議会」が設置され、関係機関が協力して自殺対策を推進するための5年間のアクションプランが整理されました。平成19年度に策定された「長崎県自殺総合対策5カ年計画」は5年ごとに見直され、平成24年度には第2期計画が策定されました。

しかしながら、依然として自殺者が多いことから、国、県、市町村及び市民が一体となって自殺対策を推進し、悩み苦しんでいる人々が孤立することを防ぎ、すべての市民が地域社会の一員として共に生き、共に支え合う社会を実現することを目的として、平成29年度に第3期計画が策定され、自殺対策に関する現状と課題、基本的な施策の方向性を明確にし、自殺対策を総合的かつ計画的に推進することとされています。

また、平成30年4月には長崎県自殺対策推進センターが設置され、自殺対策が強化されています。

5 島原市における自殺対策の課題

(1) 自殺問題に関する理解の促進と取組の推進

自殺は心身の問題のみならず、経済や仕事をめぐる環境や職場や学校での人間関係などの様々な社会的要因が複雑に関係しており、一部の人のみではなく、誰もが当事者となり得るものであること、また、自殺対策には、悩みを抱えた人を孤立させず、適切な支援を行うことが必要であることが、広く市民に認識されるよう、自殺予防週間、自殺対策月間を中心として、また教育を通じて、市民の理解促進を図る必要があります。

(2) 自殺の背景となる要因の軽減のための取組の推進

自殺は、その多くが、様々な社会的要因によって心的に追い込まれた末の死であることから、職場、学校、地域における人材育成や居場所づくり等の環境整備など、その要因が軽減されるよう対策を実施する必要があります。

(3) 自殺の原因・背景に対応した「生きる支援」体制の整備

悩みを抱えた人を取り巻く地域や職場環境、人間関係や家族の状況なども様々であることから、一人ひとりの置かれた状況やその原因・背景に対応したきめ細やかな支援が受けられるよう、生活困窮者自立支援制度*や地域包括支援センター*等とも連携し、相談・支援体制の整備・充実が求められます。

また、「地域自殺実態プロファイル*」において、島原市の自殺の特徴などから、「高齢者」、「生活困窮者」、「勤務・経営」の3つに着目するよう指摘されています。

こころの健康づくりなどの自殺予防の取組から、自殺念慮*などの現に自殺が起ころうとしている事態に対応する支援、自傷行為、自殺企図*などの危機的事態への対応や、自死遺族への対応まで、それぞれの段階で対象者の特性に応じた切れ目のない対策をするため、国、県、民間団体、関係機関、近隣市等との適切な役割分担と連携の下、支援体制等を整備する必要があります。

第3章

基本的な目標



1 基本目標

本市では、「島原市市勢振興計画」の基本方針である「生きる力と創造力を持った人を育てる（教育・文化環境の充実）」と「健康で生きがいのある生活を支える（保健、医療、福祉環境の充実）」を目指し、「地域福祉計画」の基本理念である「みんなが助け合いながら安心して暮らせるまちをつくろう」に基づいて、健やかで生きがいのあるまちづくりを進めています。

本計画では、この考えを踏まえるとともに、「自殺総合対策大綱*」における基本理念との3つの基本認識を基に目標を掲げます。

また、国が当面の目標として平成38年（2026年）までの10年間に自殺死亡率を平成27年度と比べ30%以上減少させることを目標としていることを踏まえ、計画期間（5年間）中に平成29年と比べ自殺死亡率を15%以上減少させることを当面の目標にします。

自殺総合対策大綱

自殺総合対策の基本理念
○ 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す
自殺の現状と自殺総合対策における基本認識
○ 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
○ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている
○ 地域レベルでの実践的な取組をPDCA サイクル*を通じて推進する

〈島原市の基本目標〉

誰もが自殺に追い込まれることのない ^{いのち}「生命輝く」地域社会の実現

〈島原市のアウトカム評価の目標値〉

平成29年の自殺死亡率：19.4（人／人口10万人）

↓（15%減少）

平成35年の自殺死亡率：16.4（人／人口10万人）

〈5年後の島原市の評価指標〉

庁内の職員に対するゲートキーパー研修の受講生：全職員の3割

地域におけるゲートキーパー研修の回数：5回

ゲートキーパーに関する認知度：市民の1.7%（H30年度）→10%

2 施策の体系

1. 自殺の問題に関する理解の促進と取組の推進

(1) 市民の理解の促進

- ① 自殺予防週間・自殺対策強化月間を中心とした自殺問題に関する理解促進の取組
 - 自殺予防週間の取組
 - 自殺対策強化月間の取組
 - 自殺や精神疾患に対する偏見をなくす取組
 - 自殺対策に関する施策の周知の推進
 - 自殺や自殺関連事業等に関する広報・啓発
 - 何でも無料法律相談

② 教育を通じた自殺の問題に関する理解促進の取組

- 教育相談
- 健康教育講座（医師派遣）
- 法教育（出前授業、研修・講演）

(2) 自殺対策関係団体との連携

- 社会福祉協議会活動との連携
- 民生委員・児童委員活動との連携
- 地域福祉計画の推進
- 自殺対策関係団体との連携
- 島原市高齢者等見守りネットワーク協議会
- SOSおかえりネットワーク
- 生活・福祉の心配ごと相談

2. 自殺の背景となる要因の軽減のための取組の推進

(1) 人材育成

- ① 職場、学校における人材育成
 - 職員向け研修
 - 教職員向け研修
 - ゲートキーパー研修*（職場や学校における）
- ② 地域における人材育成
 - ゲートキーパー研修*（出前講座や公民館の教育講座などにおける）
 - 認知症サポーター養成講座

(2) 職場、学校、地域における環境整備

- ゲートキーパー研修*（市職員、市教育関係者における）
- 就学援助
- 特別支援学級就学奨励補助
- 教育相談
- 学校教育での自殺予防に向けた取組
- SOSの出し方に関する教育
- 法教育（出前授業、研修・講演）

3. 自殺の原因・背景に対応した「生きる支援」体制の整備

(1) 連携体制の整備

- ① 関係機関とのネットワーク構築
 - 関係機関との情報共有
 - 自殺対策関係団体との連携
 - 精神科救急医療連携強化研修会
 - 地域ケア会議
 - 在宅医療・介護

② 様々な支援制度等の活用

- 専門相談
- 合同行政相談会
- 犯罪被害者への支援
- 消費生活相談
- 納税相談
- 生活保護援助
- 多重債務解決支援
- 生活困窮者自立相談支援
- 就労自立支援
- 包括的支援
- 健康教育
- 多受診・重複受診者への訪問指導
- 健康相談
- 産後ケア事業
- 母子保健事業
- 地域子育て支援
- 母子及び父子、寡婦に対する自立支援
- 家庭児童相談
- 乳児家庭全戸訪問
- 養育訪問支援
- 適応指導教室
- 就学援助
- 特別支援学級就学奨励補助
- 教育相談
- 精神保健福祉相談（精神科医師または保健所職員による）
- 総合相談支援業務
- 権利擁護啓発活動
- 認知症の人と家族への支援
- 暮らしとこころの相談会
- 事業用資金貸付幹旋・教育貸付幹旋
- 経営、金融、経理、税務、労働、情報化、創業等の相談実施
- 各種資金の貸付
- 労働に関する相談
- 法テラス民事扶助制度

③ 『生きる支援』を意識した庁内連携と配慮

- 「主な施策のつながり」
- 「地域での見守りの視点」
- 「相談等からの把握による『生きる支援』のための連携・配慮」

（２）自殺発生の危機管理

- 電話等相談
- ゲートキーパー研修*
- 学校教育での自殺予防に向けた取組
- スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置
- SOSの出し方に関する教育
- ゲートキーパー養成講座（保健所）
- ゲートキーパー研修等への講師派遣
- 医療機関でのこころの悩みや自殺問題の早期発見・早期対応
- 薬局でのこころの悩みや自殺問題の早期発見・早期対応

（３）自殺未遂者に対する支援

- 電話等相談
- ゲートキーパー研修*
- 関係機関との情報共有
- 医療機関でのこころの悩みや自殺問題の早期発見・早期対応

（４）自死遺族等に対する支援

- 専門相談

第4章

分野別計画



1 自殺の問題に関する理解の促進と取組の推進

1. 自殺の問題に関する理解の促進と取組の推進

(1) 市民の理解の促進

- ① 自殺予防週間・自殺対策強化月間を中心とした自殺問題に関する理解促進の取組
 - 自殺予防週間の取組
 - 自殺対策強化月間の取組
 - 自殺や精神疾患に対する偏見をなくす取組
 - 自殺対策に関する施策の周知の推進
 - 自殺や自殺関連事業等に関する広報・啓発
 - 何でも無料法律相談

② 教育を通じた自殺の問題に関する理解促進の取組

- 教育相談
- 健康教育講座（医師派遣）
- 法教育（出前授業、研修・講演）

(2) 自殺対策関係団体との連携

- 社会福祉協議会活動との連携
- 民生委員・児童委員活動との連携
- 地域福祉計画の推進
- 自殺対策関係団体との連携
- 島原市高齢者等見守りネットワーク協議会
- SOSおかえりネットワーク
- 生活・福祉の心配ごと相談

(1) 市民の理解の促進

平成30年11月に島原市で実施した（「こころの健康に関する意識調査*」（以後意識調査）によると、およそ7人に1人が「これまでの人生の中で、本気で自殺したいと考えたことがある」と回答しており、そのうち、4.5人に1人が「最近1年以内に自殺を考えたことがある」と回答しています。また、およそ4人に1人は「自分の周りで、親族や友人、職場関係者等に自殺をした方がいる」と回答しており、自殺が誰もが身近に起こりうることであり、危機に陥った人達やその背景についての理解が必要です。

また、意識調査において、全体の47%の人が「今後求められる自殺対策」について、「児童生徒の自殺予防」と回答しており、さらに全体の65%の人が「児童生徒の時期における自殺予防に効果的な学習内容」については、「周囲の人に助けを求めることが恥ずかしくないこと」と回答しています。このようなことから、危機に陥った場合には、誰かに援助を求めることが適当であるということが社会全体の共通認識となるよう、積極的に普及啓発を行っていきます。

① 自殺予防週間・自殺対策強化月間を中心とした自殺問題に関する理解促進の取組

施策	内容	関係課・機関
自殺予防週間の取組	自殺予防週間（９月１０日から９月１６日）において、国、県、関係団体と一体になって、集中的に周知啓発を行います。	福祉課
自殺対策強化月間の取組	自殺対策強化月間（３月）において、国、県、関係団体と一体になって、集中的に啓発事業、相談事業を実施します。	福祉課
自殺や精神疾患に対する偏見をなくす取組	島原市自立支援協議会*の専門部会の取組と一体となり、自殺や精神疾患に対する正しい理解を広げます。	福祉課
自殺対策に関する施策の周知の推進	自殺対策事業に係る啓発について、市広報やFM ラジオ等のメディアを通じ周知啓発を実施します。	福祉課
自殺や自殺関連事業等に関する広報・啓発	自殺予防週間、自殺対策強化月間にあわせて保健所独自でチラシを作成し、関係機関に配布し、自殺対策関連情報の普及を図ります。	長崎県県南保健所
何でも無料法律相談	３月の自殺対策強化月間に自殺対策の一環として、無料法律相談会を開催します。	長崎県弁護士会

② 教育を通じた自殺の問題に関する理解促進の取組

施策	内容	関係課・機関
教育相談	児童生徒のストレスを和らげることでできる人材を配置し、悩み、不安、ストレス等の解消を図るため、不登校並びにその傾向を示す児童生徒や保護者に対して、教育相談担当、担任、養護教諭との連携を図ります。 また、市の適応指導教室や県関係機関の電話相談事業等の周知を行い、心のケアを行います。	学校教育課
健康教育講座（医師派遣）	各公民館で開催される健康教育講座の講師として医師を派遣し、メンタルヘルス等の健康教育のための講座を通じ、地域内の自殺の状況や自殺対策に関する理解を深めます。	島原市医師会

法教育（出前授業、研修・講演）	児童・生徒のうちから困った時には専門家に相談する意識を持ってもらうため、弁護士を派遣し、様々なトラブルやその対処法を紹介するなど、法教育の授業を行います。	長崎県弁護士会
-----------------	---	---------

（２） 自殺対策関係団体との連携

自殺は、健康問題、経済、生活問題、人間関係の問題のほか、地域、職場の在り方の変化など様々な要因とその人の性格、家族の状況、死生観などが複雑に関係しており、自殺を防ぐためには、精神保健的視点だけでなく、様々な分野の施策、人々や組織などが密接に連携する必要があります。

身近な地域において、悩みを抱えた人に対し、様々な支援等の役割を担う社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、地域包括支援センターと連携します。

また、自殺対策に取り組む機関・団体と連携、協働して自殺対策を推進します。

施策	内容	関係課・機関
社会福祉協議会活動との連携	住民が主体となって福祉活動を進める母体である島原市社会福祉協議会と連携し、きめ細やかな福祉活動の展開を図ります。	福祉課
民生委員・児童委員活動との連携	島原市民生委員・児童委員協議会と連携し、民生委員・児童委員活動の円滑化を図り、社会福祉の増進を図ります。	福祉課
地域福祉計画の推進	地域住民が家庭や地域の中で自立した生活が送れるよう、地域に関わる全ての人々が助け合い、支え合う「地域福祉」への取組を推進します。	福祉課
自殺対策関係団体との連携	自殺対策に取り組む様々な団体と連携、協働して自殺対策を推進します。	福祉課

島原市高齢者等見守りネットワーク協議会	「みんなが尊厳あるその人らしい生活が継続できるように」公的なサービスのみならず、地域の住民が在宅の高齢者の様態の変化や虐待・閉じこもりの有無などの確認を行い、支援を必要とする高齢者を発見するとともに、全ての高齢者を地域住民が自らサポートし、関係機関に対応を依頼するためのしくみづくりを推進します。 また、高齢者に関わる組織の代表者が情報共有及び協議し、関係機関との連携を図ります。	島原市地域包括支援センター
SOSおかえりネットワーク	市内の見守りが必要な方の情報をあらかじめ登録しておき、行方不明になった際は、ネットワーク協議会委員および、連携協力・協定事業所へ情報を配信します。	島原市地域包括支援センター
生活・福祉の心配ごと相談	日常生活での不安や困りごとについて相談に応じ、必要な支援先につなげるなどの支援をします。	島原市社会福祉協議会

2 自殺の背景となる要因の軽減のための取組の推進

2. 自殺の背景となる 要因の軽減のための取 組の推進

(1) 人材育成

① 職場、学校における人材育成

- 職員向け研修
- 教職員向け研修
- ゲートキーパー研修*（職場や学校における）

② 地域における人材育成

- ゲートキーパー研修*（出前講座や公民館の教育講座などにおける）
- 認知症サポーター養成講座

(2) 職場、学校、地域における環境整備

- ゲートキーパー研修*（市職員、市教育関係者における）
- 就学援助
- 特別支援学級就学奨励補助
- 教育相談
- 学校教育での自殺予防に向けた取組
- SOSの出し方に関する教育
- 法教育（出前授業、研修・講演）

(1) 人材育成

悩んでいる人に寄り添い、関わりを通して「孤立・孤独」を防ぎ、支援するため、一人でも多くゲートキーパー*としての意識を持っていただき、専門性の有無に関わらず、それぞれの立場でできることから進んで行動を起こしていくことが必要です。

職場や学校、地域において、ゲートキーパー*をはじめ、悩みを抱えた人に対する相談等を行う人材を育成します。

① 職場、学校における人材育成

施策	内容	関係課・機関
職員向け研修	職場のメンタルヘルスなどの研修により、職員の心身の健康管理を図ります。	秘書人事課
教職員向け研修	教職員が児童生徒の理解を深め、気づきや支援、相談における知識や技術の向上を図るため、県教育委員会と連携し、研修を実施します。	学校教育課
ゲートキーパー研修* （職場や学校における）	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる「ゲートキーパー*」の役割を担う人材等を養成します。	福祉課

② 地域における人材育成

施策	内容	関係課・機関
ゲートキーパー研修* (出前講座や公民館の教育講座などにおける)	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる「ゲートキーパー*」の役割を担う人材等を養成します。 (再掲)	福祉課
認知症サポーター養成講座	誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を見守り、応援する認知症サポーターを養成します。	島原市包括支援センター

(2) 職場、学校、地域における環境整備

職場は、働く人の心の健康の保持及び生命身体の安全の確保を図ることなどにより、自殺対策において、重要な役割を果たします。ストレス関連疾患や勤務問題による自殺は、本人やその家族にとって計り知れない苦痛であるだけでなく、結果として、職場の活力や生産性の低下をもたらします。

また、学校や地域では、相談機関や、問題解決のための方法を知らないことにより、支援を受けることができず、自殺に追い込まれる人が少なくないことから、生命や生活の危機に直面したとき、誰にどのようにして助けを求めればよいか、情報を提供するとともに、危機に直面した時は、助けを求めてもよいことを伝えることが必要です。

意識調査によると、全体の44%の人が「今後求められる自殺対策」について、「さまざまな悩みに対応した相談窓口の設置」と回答しています。

このため、職場、学校、地域において、悩みを抱えた人の身近に存在する人が気づき、早期に相談等の支援を行うなど、心身の健康を保持する環境を整備します。

施策	内容	関係課・機関
ゲートキーパー研修* (市職員、市教育関係者における)	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる「ゲートキーパー*」の役割を担う人材等を養成します。 (再掲)	福祉課
就学援助	経済的理由により、就学困難な児童・生徒に対し、給食費・学用品等を補助します。	教育総務課
特別支援学級就学奨励補助	特別支援学級在籍者に対し、就学奨励費の補助を行います。	学校教育課

教育相談	児童生徒のストレスを和らげることで できる人材を配置し、悩み、不安、ストレス 等の解消を図るため、不登校並びにその傾 向を示す児童生徒や保護者に対して、教育 相談担当、担任、養護教諭との連携を図り ます。 また、市の適応指導教室や県関係機関の 電話相談事業等の周知を行い、心のケアを 行います。（再掲）	学校教育課
学校教育での自殺予防 に向けた取組	道徳の時間または、特別の教科道徳を中 心に、特別活動、総合的な学習の時間等と の関連を図るとともに、体験活動や地域の 高齢者等との世代間交流や障害者との交流 を通し、いのちの大切さへとつながる教育 を推進します。	学校教育課
SOSの出し方に関す る教育	学校において、命や暮らしの危機に直面 した時に、誰にどのようにして助けを求め ればよいかの具体的かつ実践的な方法を学 ぶと同時に辛いときや苦しい時には、助け を求めてもよいことを学ぶことができる教育 を推進します。	学校教育課
法教育（出前授業、研 修・講演）	児童・生徒のうちから困った時には専門 家に相談する意識を持ってもらうため、弁 護士を派遣し、様々なトラブルやその対処 法を紹介するなど、法教育の授業を行いま す。	長崎県弁護士会

3 自殺の原因・背景に対応した「生きる支援」体制の整備

3. 自殺の原因・背景
に対応した「生きる支
援」体制の整備

(1) 連携体制の整備

① 関係機関とのネットワーク構築

- 関係機関との情報共有
- 自殺対策関係団体との連携
- 精神科救急医療連携強化研修会
- 地域ケア会議
- 在宅医療・介護

② 様々な支援制度等の活用

- 専門相談
- 合同行政相談会
- 犯罪被害者への支援
- 消費生活相談
- 納税相談
- 生活保護援助
- 多重債務解決支援
- 生活困窮者自立相談支援
- 就労自立支援
- 包括的支援
- 健康教育
- 多受診・重複受診者への訪問指導
- 健康相談
- 産後ケア事業
- 母子保健事業
- 地域子育て支援
- 母子及び父子、寡婦に対する自立支援
- 家庭児童相談
- 乳児家庭全戸訪問
- 養育訪問支援
- 適応指導教室
- 就学援助
- 特別支援学級就学奨励補助
- 教育相談
- 精神保健福祉相談（精神科医師または保健所職員による）
- 総合相談支援業務
- 権利擁護啓発活動
- 認知症の人と家族への支援
- 暮らしとこころの相談会
- 事業用資金貸付斡旋・教育貸付斡旋
- 経営、金融、経理、税務、労働、情報化、創業等の相談実施
- 各種資金の貸付
- 労働に関する相談
- 法テラス民事扶助制度

- ③ 『生きる支援』を意識した庁内連携と配慮
「主な施策のつながり」
「地域での見守りの視点」
「相談等からの把握による『生きる支援』のための連携・配慮」
- (2) 自殺発生の危機管理
 - 電話等相談
 - ゲートキーパー研修*
 - 学校教育での自殺予防に向けた取組
 - スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置
 - SOSの出し方に関する教育
 - ゲートキーパー養成講座（保健所）
 - ゲートキーパー研修等への講師派遣
 - 医療機関でのこころの悩みや自殺問題の早期発見・早期対応
 - 薬局でのこころの悩みや自殺問題の早期発見・早期対応
- (3) 自殺未遂者に対する支援
 - 電話等相談
 - ゲートキーパー研修*
 - 関係機関との情報共有
 - 医療機関でのこころの悩みや自殺問題の早期発見・早期対応
- (4) 自死遺族等に対する支援
 - 専門相談

(1) 連携体制の整備

健康問題、経済問題、生活問題、人間関係の問題のほか、地域、職場の在り方の変化など様々な要因とその人の性格、家族の状況、死生観などが複雑に関係しており、自殺を防ぐためには、精神保健的視点だけでなく、社会経済的な視点を含む包括的な取組が必要です。また、このような包括的な取組を推進するためには、生活困窮自立支援制度*や地域包括ケアとの連携など、様々な分野の施策との密接な連携が必要です。

① 関係機関とのネットワーク構築

施策	内容	関係課・機関
関係機関との情報共有	救急医療機関、保健所等の関係機関と自殺未遂者等の情報共有を図ります。	福祉課
自殺対策関係団体との連携	自殺対策に取り組む様々な団体と連携、協働して自殺対策を推進します。(再掲)	福祉課

精神科救急医療連携強化研修会	二次救急医療機関、精神科医療機関、消防職員等を対象にした研修会を開催し、自傷行為・自殺未遂者の救急搬送時のよりスムーズな医療サービスの提供を推進します。	長崎県県南保健所
地域ケア会議	高齢者が地域で安心して生活できるよう地域の課題を把握し、解決を図るため、地域その他機関他職種の視点から課題解決に向けた検討をし、地域づくりを推進します。	島原市地域包括支援センター
在宅医療・介護	在宅医療・介護連携にかかる地域の関係機関の連携促進や地域住民へ在宅医療・介護についての普及啓発を行います。 在宅療養の理解促進のための講演会開催、リーフレット・終活ノートの発行を行います。 多職種連携推進のための事例検討会・研修等を実施します。	島原市在宅医療・介護相談センター

② 様々な支援制度等の活用

施策	内容	関係課・機関
専門相談	日常生活の困りごとについて、弁護士、司法書士、行政書士、土地家屋調査士、人権擁護委員*、等の専門家のアドバイスを受けられるよう、各種専門相談窓口を開設します。	市民安全課
合同行政相談会	日常生活の困りごとについて、迅速な問題解決ができるよう、合同行政相談会を実施し、相談コーナーには、司法書士会、行政書士会、土地家屋調査士会、福祉課、環境課、税務課、道路課から相談員を配置します。	市民安全課 福祉課 環境課 税務課 道路課
犯罪被害者への支援	犯罪被害者等が被害を受けたときから、再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、被害状況や、生活への影響、その他の事情に応じ、必要な支援を行います。	市民安全課

消費生活相談	市民が消費生活被害に遭わないよう、また遭った場合の対応や支援や相談できる環境を整備し、健全な消費生活を促進します。	市民安全課
納税相談	税金の滞納等の悩みを抱える方に対し、人生の夢や目標をかなえるために総合的な資金計画を立て、経済的な側面から助言を行います。	税務課
生活保護援助	生活保護法に基づき、生活に困窮する人に対して、その程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的に援助を行います。	福祉課
多重債務解決支援	多重債務を抱える人に対し、相談員が個別の相談に応じ、考えられる解決方法を検討・助言します。また、必要に応じ、司法書士や弁護士等の専門機関を紹介、案内します。	福祉課
生活困窮者自立相談支援	生活保護に至る前の段階の自立支援施策の強化を図るため、生活困窮者に対し、相談を行い、住居確保給付金の支給やその他の支援を行います。個別相談に応じ、日常生活における自立や社会生活における自立を支援します。	福祉課
就労自立支援	生活保護受給者の身体状況等を踏まえ、就労支援を実施します。	福祉課
包括的支援	地域包括支援センター*と連携し、高齢者の自殺の特徴、自殺のサインへの気づきから、適切な情報提供、関係者との協力、連携等を通じ、孤立している高齢者への支援を推進します。	福祉課
健康教育	健康に関する知識を普及することで、健康に対する認識を高め、疾病の予防、健康の保持増進を図ります。	保険健康課
多受診・重複受診者への訪問指導	島原市国民健康保険加入者の受診状況により、適切な受診の仕方を含め、身体等の悩みを抱える方に対する相談支援を行います。	保険健康課

健康相談	健康に関する個別の相談に応じ、必要な助言、保健指導を行い、健康管理を促進します。	保険健康課
産後ケア事業	産後の産婦の心身の状態に応じて、産婦人科でのショートステイや助産師による訪問ケアを実施し、安心して子育てができるよう支援します。	保険健康課
母子保健事業	妊産婦のうつに関するスクリーニングの実施や新生児等の家庭訪問、母子健康診査において把握した、妊娠期から子育て期の母親の不安や悩みに対する支援を行います。	保険健康課
地域子育て支援	子育て支援室が主体となり、子育て団体、関係機関とのネットワークを推進し、地域子育て支援拠点事業を実施し、多様な情報発信と子育て支援の仕組みを整えることにより、多面的な子育て支援を推進します。	こども課
母子及び父子、寡婦に対する自立支援	母子、父子自立支援員を通じ、児童扶養手当などのひとり親支援策（職業能力開発、養育支援、経済的支援）による生活安定の向上を図ります。	こども課
家庭児童相談	家庭における適正な児童の養育、その他家庭児童福祉の向上を図るため、家庭相談員が、家庭からの相談に応じ、適切な相談・指導業務を行います。また、児童虐待の通報を受けた場合には、児童の安全確認を行い、必要に応じ、児童相談所*等に送致します。	こども課
乳児家庭全戸訪問	子育てによる孤立を防ぐため、生後4カ月までに乳児のいる家庭を全戸訪問し、様々な不安や悩みを聴き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては、適切なサービス提供につなぐことにより、地域の中で、子どもが健やかに成長できる環境整備を図ります。	こども課

養育訪問支援	乳児家庭全戸訪問で把握した、支援の必要な家庭に対し、虐待防止を含め、保護者への訪問支援を通じて問題の深刻化を防止します。	こども課
適応指導教室	不登校状態にある児童生徒が、自主性やより良い人間関係を作っていく意欲をはぐくみ、自立に向けて力を蓄えられるようにするため、組織的、計画的、継続的に、教育相談や集団に馴染む力を培うための指導等を行います。	学校教育課
就学援助	経済的理由により、就学困難な児童・生徒に対し、給食費・学用品等を補助します。(再掲)	教育総務課
特別支援学級就学奨励補助	特別支援学級在籍者に対し、就学奨励費の補助を行います。(再掲)	学校教育課
教育相談	児童生徒のストレスを和らげることのできる人材を配置し、悩み、不安、ストレス等の解消を図るため、不登校並びにその傾向を示す児童生徒や保護者に対して、教育相談担当、担任、養護教諭との連携を図ります。 また、市の適応指導教室や県関係機関の電話相談事業等の周知を行い、心のケアを行います。(再掲)	学校教育課
精神保健福祉相談（精神科医師または保健所職員による）	精神疾患（疑い）のある人の治療に関する相談に応じます。 精神障害のある住民の社会復帰や利用できる制度等に関する相談に応じます。	長崎県県南保健所
総合相談支援業務	地域における高齢者の身近な相談窓口として、地域包括支援センターの主任介護支援専門員、保健師（経験のある看護師）、社会福祉士等の専門職が、高齢者の様々な相談を受け、保健・医療・介護の関係者と連携して支援します	島原市地域包括支援センター
権利擁護啓発活動	高齢者の権利を守るために、専門職及び市民に対し研修会、啓発活動等を行います。	島原市地域包括支援センター

認知症の人と家族への支援	認知症地域支援推進員による認知症の人やその家族に対して、状態に応じたサービスが提供されるよう医療機関や介護事業者、認知症サポーター、地域の認知症の人や家族を支援する関係者と連携します。地域における認知症の人とその家族を支援する相談支援や支援体制を整備する取り組みを行います。	島原市地域包括支援センター
暮らしとこころの相談会	弁護士、臨床心理士による多重債務問題、心の健康相談に係る個別相談を年に3回程度実施します。	島原公共職業安定所
事業用資金貸付斡旋・教育貸付斡旋	事業用資金（運転資金、設備資金）の貸付斡旋、教育資金の貸付斡旋、貸付に係る相談を実施します。	島原商工会議所、有明町商工会
経営、金融、経理、税務、労働、情報化、創業等の相談実施	当所の経営指導員、経営支援員による巡回・窓口相談指導を行っており、必要に応じて、専門家派遣等も行います。	島原商工会議所、有明町商工会
各種資金の貸付	住民の生活を経済的に支えるとともに、必要な相談支援を行い、生活意欲の向上並びに生活の安定を図るため、無利子、低利で貸し付けを行います。	島原市社会福祉協議会
労働に関する相談	過重労働による健康被害防止、賃金不払い残業等を含めた一般労働条件の確保、職場における健康確保、安全衛生対策等について相談に応じます。	島原労働基準監督署 監督・安全衛生課
	業務上における負傷、精神障害等に係る労災補償について相談に応じます。	島原労働基準監督署 労災課
	女性の活躍推進、仕事と家庭の両立支援対策、職場におけるセクシャルハラスメント、非正規労働者の処遇改善のための相談に応じます。	長崎労働局 雇用環境均等室
	職場におけるいじめ、嫌がらせ、労働条件の不利益変更等に係る紛争解決等について相談に応じます。	総合労働相談コーナー（長崎労働局、島原労働基準監督署）

法テラス民事扶助制度	資力要件（収入や財産が一定以下でなければならないという基準）を満たす方を対象に、同一案件について3回まで無料で相談に応じます。	各弁護士 法テラス
------------	---	--------------

③ 『生きる支援』を意識した庁内連携と配慮

視点	事業等	関係課
「主な施策のつながり」	- 健康増進計画 - 企画調整に関する事務（ワークライフバランスの推進） - 男女共同参画計画推進事業 - 地域福祉計画 - 地域包括ケアシステム事業 - 島原市あんしん支え合い活動 - いじめ防止対策事業	保険健康課 政策企画課 福祉課 こども課、学校教育課
「地域での見守りの視点」	- 島原市あんしん支え合い活動 - 島原市防犯協会 - 地域安全パトロール員協議会 - 島原市交通指導員会 - 島原市交通安全協会 - 島原市交通安全母の会連合会 - 島原市ふれあい収集事業	福祉課 市民安全課 環境課

「相談等からの把握による『生きる支援』のための連携・配慮」	・消費生活センター ・市民相談センター ・水道料金徴収業務 ・公営住宅管理事務 ・公営住宅家賃滞納整理事務 ・島原市中小企業振興資金 ・島原市中小企業振興利子補給補助金 ・高齢者、障害者虐待防止 ・特別障害者手当・障害児福祉手当事務 ・障害福祉サービス、児童通所サービス ・独居高齢者テレフォンサービス事業 ・少年センター ・特定健診・特定保健指導事業 ・住民から納税に関する相談 ・児童扶養手当支給事務 ・特別児童扶養手当支給事務	市民安全課
		水道課 都市整備課 産業政策課 福祉課 社会教育課 保険健康課 税務課 こども課

(2) 自殺発生の危機管理

自殺の背景には、精神保健上の問題だけではなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。

このため、誰もが気軽に相談や健康チェックを受けることができる環境が必要です。

自殺の発生を回避し、自殺の危険性が高まっている人が抱える問題を解決するための相談、支援体制を整備します。

施策	内容	関係課・機関
電話等相談	精神障害や人間関係など自殺リスクに結びつく可能性のある悩み相談等に応じ、支援につなぐ体制を確保します。	福祉課
ゲートキーパー研修*	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる「ゲートキーパー*」の役割を担う人材等を養成します。 (再掲)	福祉課

学校教育での自殺予防に向けた取組	道徳の時間または、特別の教科道徳を中心に、特別活動、総合的な学習の時間等との関連を図るとともに、体験活動や地域の高齢者等との世代間交流や障害者との交流を通し、いのちの大切さへとつながる教育を推進します。(再掲)	学校教育課
スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置	学童生徒に対するこころケアに対応するため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーによる相談体制を充実させます。	学校教育課
SOSの出し方に関する教育	学校において、命や暮らしの危機に直面した時に、誰にどのようにして助けを求めればよいかの具体的かつ実践的な方法を学ぶと同時に辛いときや苦しい時には、助けを求めてもよいことを学ぶことができる教育を推進します。(再掲)	学校教育課
ゲートキーパー養成講座	一般住民・関係団体等に対して、メンタルヘルスや自殺対策に関することを保健所職員が出向いて講話を行います。	長崎県県南保健所
ゲートキーパー研修等への講師派遣	自殺予防のための適切な知識や対応について学ぶための研修会へ講師を派遣し、自殺対策に関する理解を深めます。	島原市医師会
医療機関でのこころの悩みや自殺問題の早期発見・早期対応	診療の際に、自殺の可能性があるかと判断される場合、関係機関への紹介や連携等、適切な対応を図ります。	島原市医師会
薬局でのこころの悩みや自殺問題の早期発見・早期対応	問診・投薬時に、患者（もしくは関係者）に自殺の可能性があるかと判断される場合、関係機関への紹介や連携等、適切な対応を図ります。	島原薬剤師会

(3) 自殺未遂者に対する支援

自殺未遂者の再企図を防ぐには、救急医療部門に搬送された自殺未遂者に退院後も含めて継続的かつ適切な介入が必要です。

また、意識調査において、全体のおよそ47%の人が「今後求められる自殺対策」について、「地域コミュニティを通じた身守り、支え合い」と回答しており、生きづらさを抱えた人が、孤立する前に、地域とつながり、支援につなげることができるよう、孤立を防

ぐための支援、対策が必要です。

関係機関と連携しながら、自殺未遂者に対応する相談窓口を確保します。

また、自殺未遂者の日常的な支援者として、家族や知人等、自殺未遂者のことで悩む家族や知人等の相談等の支援を行います。

施策	内容	関係課・機関
電話等相談	精神障害や人間関係など自殺リスクに結びつく可能性のある悩み相談等に応じ、必要に応じ来所相談にも応じ、支援につなぐ体制を確保します。(再掲)	福祉課
ゲートキーパー研修*	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる「ゲートキーパー*」の役割を担う人材等を養成します。(再掲)	福祉課
関係機関との情報共有	救急医療機関、保健所等の関係機関と自殺未遂者等の情報共有を図ります。(再掲)	福祉課
医療機関でのこころの悩みや自殺問題の早期発見・早期対応	診療の際に、自殺の可能性があると判断される場合、関係機関への紹介や連携等、適切な対応を図ります。(再掲)	島原市医師会

(4) 自死遺族等に対する支援

自殺により残された遺族等は、まず、様々な手続きや制度の利用などが必要になる生活上の負担や混乱を経験します。また、経済的な問題や法的な支援が必要な問題について、自死遺族等が知識を得たり、相談できることが、負担や不安の軽減及び問題解決につながります。そのため、自死遺族等に対して、法的な手続き等の支援や相談体制を確保します。

施策	内容	関係課・機関
専門相談	日常生活の困りごとについて、弁護士、司法書士、行政書士、土地家屋調査士、人権擁護委員*、等の専門家のアドバイスを受けられるよう、各種専門相談窓口を開設します。(再掲)	市民安全課

第5章

計画推進のために



1 計画推進体制

本計画の推進にあたっては、島原市が主体となりながら、国・長崎県・近隣市と連携を図るとともに、広く市民や関係者などの民間の協力を得て、それぞれの役割分担の下で、一体となって対応していくことが重要なことから、以下の体制により施策の総合的・効果的な推進を図ります。

市長を本部長として、副市長、教育長及び各部等の部長級職員で構成する「島原市自殺対策推進本部*」を核にして、庁内関係部局間の連携を図り、計画の総合的・効果的な推進に努めます。

2 市民参加による計画推進体制

学識経験者、医療・福祉・保健機関、警察・消防機関、商工労働機関等により組織されている自殺対策地域ネットワーク会議を核にして、計画の推進にあたっての調整を図ります。

資料編



1 島原市自殺対策推進本部設置規程

平成 30 年 10 月 1 日 訓令第 6 号

(設置)

第1条 市は、自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）に基づき、生きるための包括的な支援を実施することにより、自殺対策を総合的かつ円滑に推進するため、島原市自殺対策推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 自殺対策の推進に係る計画の策定及び進捗管理に関すること。
- (2) 自殺対策に関する諸施策の調整及び推進に関すること。
- (3) 自殺対策に関する情報の収集及び連絡に関すること。
- (4) 自殺対策に関する関係行政機関及び関係団体との連携の強化に関すること。
- (5) その他自殺対策の総合的な推進に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。

3 本部員は、別表 1 に掲げる職員をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、本部を代表し、本部を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

2 本部は、本部員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 本部員は、本部長の許可を受け、本部員以外の職員を代理出席させることができる。

4 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者に会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

5 本部の議事は、出席した本部員の過半数をもって決し、可否同数のときは、本部長の決するところによる。

(庁内連携会議)

第6条 本部に、所掌事務の専門的な検討及び調査を行わせるため、庁内連携会議（以下「幹事会」という。）を置く。

2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。

3 幹事長は、福祉課長をもって充て、副幹事長は、保険健康課長をもって充てる。

4 幹事は、別表 2 に掲げる課長及び課長が指名する職員をもって充てる。

5 幹事長は、会務を総理し、幹事会を代表する。

6 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

7 幹事長は、必要に応じて幹事会を招集し、これを主宰する。

8 幹事長は、幹事会における検討及び調査の進捗状況を本部長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 本部及び幹事会の庶務は、福祉課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この訓令は、発令の日から施行する。

別表1 (第3条関係)

島原市自殺対策推進本部本部員

市長公室長
総務部長
市民部長
福祉保健部長
産業部長
建設部長
教育次長

別表2 (第6条関係)

島原市自殺対策庁内連携会議幹事

政策企画課長
税務課長
市民安全課長
こども課長
産業政策課長
都市整備課長
学校教育課長
社会教育課長
水道課長

2 島原市自殺対策ネットワーク会議要綱

平成30年10月1日 告示第94号

(設置)

第1条 市は、自殺対策基本法（平成18年法律第85号）に基づき、各種団体と連携し、生きるための包括的な支援を実施することにより、自殺対策を総合的かつ円滑に推進するため、島原市自殺対策地域ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 ネットワーク会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 自殺対策のための連携強化及び情報交換に関すること。
- (2) 自殺対策の推進に関すること。
- (3) その他必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 ネットワーク会議は、市並びに次に掲げる機関及び団体（以下単に「団体」という。）の代表者又は団体から推薦された者を構成員として組織する。

- (1) 医療・福祉・保健機関
- (2) 教育機関
- (3) 商工労働機関
- (4) 警察・消防
- (5) 学識経験者
- (6) 民間団体
- (7) その他の団体

2 ネットワーク会議に座長を置く。

3 ネットワーク会議の座長は、福祉課長をもって充てる。

4 座長は、会議の招集及び進行並びに総合的な連絡調整を行う。

5 座長は、必要があると認めるときは、ネットワーク会議に当該構成員以外の者を出席させることができる。

(守秘義務)

第4条 ネットワーク会議に出席及び参加する者は、会議及び業務上知り得た秘密は全てこれを他に漏らしてはならない。ネットワークの構成員及び関係者でなくなった後においても同様とする。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第6条 ネットワーク会議の庶務は、福祉課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

3 島原市自殺対策ネットワーク会議委員名簿

団 体 名	役 職	氏 名
一般社団法人 島原市医師会	理事	柴田 和英
島原市社会福祉協議会	事務局長	坂本 昌晴
島原市民生委員・児童委員協議会	副会長	伊藤 吾
島原市地域包括支援センター	主任	堀川 安子
一般社団法人 島原薬剤師会	理事	織田 堅一郎
島原商工会議所	事務局長	森永 文章
長崎県弁護士会 (島原中央ひまわり基金法律事務所)	弁護士	河野 哲志
島原警察署	生活安全課長	諸岡 真理
島原地域広域市町村圏組合 島原消防署	消防2課 救急係長	内田 俊一郎
島原労働基準監督署	監督・安全衛生課長	石見 大輔
島原公共職業安定所	所長	吉野 栄次
長崎県県南保健所	地域保健課長	松尾 明子
長崎県保健福祉部 (長崎県自殺対策推進センター)	障害福祉課	椿山 和彦

4 計画の策定経過

年月日	経 緯
平成30年 2月19日	平成29年度長崎県自殺対策トップセミナーへの出席
10月 1日	島原市自殺対策推進本部設置
10月 4日	島原市自殺対策庁内連携会議幹事への趣旨説明
11月13日～	「生きる支援」関連事業の庁内ヒアリング実施
平成31年 1月18日	
1月25日	島原市自殺対策庁内連携会議開催
2月 1日	島原市自殺対策ネットワーク会議開催
	「生きる支援関連事業の庁外把握
3月 4日～	島原市自殺対策計画（案）パブリックコメントの実施
3月15日	

5 用語の説明

用 語	説 明
こころの健康に関する意識調査	平成30年11月に、誰もが自殺に追い込まれることのない、命を支える支援に対する市民の考えや要望等について、市内の18歳以上の方から無作為抽出による1,000人を対象に実施した意識調査。
ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、「命の門番」とも位置付けられる人のこと。
ゲートキーパー研修	自殺を意識する人が接触する可能性のあるあらゆる人や機関に、支援につがる入口を担ってもらうことを目的に実施される。
自殺企図	読み「じさつきと」 自殺をしようとしたこと。
自殺総合対策推進センター	平成28年4月1日に施行された改正自殺対策基本法の新しい理念と趣旨に基づき、学際的な観点から関係者が連携して自殺対策のPDCAサイクルに取り組むためのエビデンスの提供及び民間団体を含め地域の自殺対策を支援する機能を強化することを使命としている。
自殺総合対策大綱	自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として定めたもの。平成19年6月に策定された後、平成20年10月に一部改正、平成24年、29年に5年ごとの見直しが行われた。平成29年7月の閣議決定により、地域自殺対策計画が平成30年度までに見直し、または策定されるよう示された。
自殺対策基本法	日本の自殺者が急増したことにより、それに対処するために制定された法律である。平成18年10月28日に交付され、平成28年4月1日に改正された。
自殺念慮	読み「じさつねんりょ」 自殺したいと願うこと。
児童相談所	子どもに関する相談に応じ、援助などを行う行政機関、児童福祉法第12条に基づき、すべての都道府県に及び政令都市（中核市）に設置されている。

島原市自殺対策推進本部	本市の自殺対策計画を全庁的な連携によって、総合的に推進するために設置したもの。 市長を本部長とし、副市長、教育長及び各部等の部長級職員で構成する。
島原市自立支援協議会	障害者総合支援法に基づいて、障害者等が地域で自立した社会生活を営むことができるように、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉のシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として設置されている。主に、相談支援事業の運営、困難事例等への対応、地域の関係機関相互の連携に関することについて協議を行う。
人権擁護委員	人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）に基づいて、人権相談を受けたり人権の考えを広めたりする民間のボランティア。法務大臣から委嘱され、全国の市町村に配置されている。
生活困窮者自立支援制度	生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づき、増加する生活困窮者についての早期支援と自立促進を図るための自立支援に関する相談や就労支援などを行う制度。島原市は、平成29年4月から直営で実施をしている。
地域自殺実態プロフィール	平成29年7月に閣議決定された新たな「自殺総合対策大綱」において、自殺対策計画の策定に資するよう、地域特性を考慮したきめ細やかな対策を盛り込んだ地域自殺対策の政策パッケージを作成することとされていることから、自殺総合対策推進センターが開発し公表したもの。
地域包括支援センター	高齢者の生活を総合的に支援するための機関。市町が実施主体となり、介護保険のほかにも高齢者の生活全般にわたり幅広く相談を受け、必要なサービスや専門機関と連携し、地域の包括的ケアを実施する機関。
長崎県自殺対策推進センター	長崎県が平成30年4月1日に市町への自殺対策推進の支援等を目的に設置された。
パブリックコメント	政策形成過程での素案を広く住民に公表し、それに対して出される意見や情報を政策決定において考慮すること。
PDCAサイクル	業務管理手法や行動プロセスの枠組みのひとつ。Plan（計画）、Do（実行）、Check（確認）、Action（行動）の4つで構成されている。PDCAサイクルの考え方は、公共分野において、事業を円滑に推進するために広く取り入れられている。

6 こころの健康に関する意識調査結果【別冊】

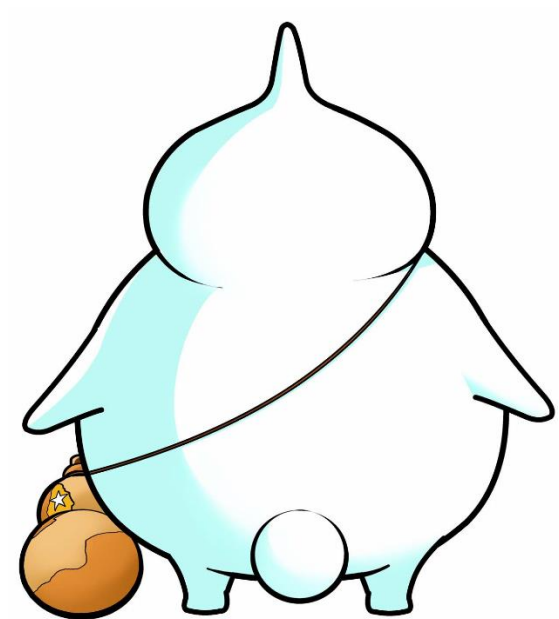
7 相談機関一覧

＊県障害福祉課 掲載 関係機関窓口一覧を一部引用

分類	相談窓口	相談窓口名称	電話番号	相談時間
自殺予防	自殺問題やさまざまな心の悩み	長崎いのちの電話	095-842-4343	午前9時から午後10時（年中無休） 毎月第1・3土曜日午後9時から翌日午前9時
		フリーダイヤル自殺予防いのちの電話	0120-783-556	毎月10日 午前8時から翌日午前8時
		自死・自殺に向き合う僧侶の会	※手紙による相談	宛名：〒108-0073 東京都港区三田4-8-20 往復書簡事務局
				24時間（年中無休）
一般保健 精神保健	緊急な精神医療相談	長崎県精神科救急情報センター	0957-53-3982	24時間（年中無休）
	心の健康・依存症（薬物・ギャンブル）の相談	長崎子ども・女性・障害者支援センター	095-846-5115	午前9時から午後5時45分（月曜日から金曜日） （祝日・年末年始を除く）
	こころの悩み相談	こころの電話	095-847-7867	午前9時から正午、午後1時から午後3時15分（月曜日から金曜日）（祝日・年末年始を除く）
	こころの健康やうつ病・アルコール依存症などの相談 や精神科医療機関などの情報提供	県南保健所	0957-62-3289	午前9時から午後5時45分（月曜日から金曜日） （祝日・年末年始を除く）
	自殺に関する相談	島原市福祉課		午前8時30分から午後5時15分（月曜日から金曜日） （祝日・年末年始を除く）
医療機関	医療法人済家会島原保養院		0957-62-2969	
	医療法人ウィング高城病院		0957-62-3105	
	ストレスクリニックウイング		0957-62-3105	
	医療法人社団幸寿会島原こころのクリニック		0957-65-5566	
青少年子ども	いじめ・不登校・就学などの相談	親子ホットライン（県教育センター）	0120-72-5311	午前9時から午後8時50分（月曜日から金曜日）
		24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310	24時間（年中無休）
		島原市子ども課	0957-63-1111	午前8時30分から午後5時15分（月曜日から金曜日） （祝日・年末年始を除く）
	子ども・若者の総合相談	長崎子ども・若者総合相談センター（ゆめおす）	095-824-6325	午前10時から午後6時（月曜日から水曜日、金曜日、土曜日）（電話対応は午後10時まで）（ただし、土曜日は午後6時まで）
	児童および家族の相談	長崎子ども・女性・障害者支援センター	095-844-6166	午前9時から午後5時45分（月曜日から金曜日） 午前9時から午後5時（土曜日、日曜日） （虐待通報は24時間、年中無休）
		子ども・家庭110番	095-844-1117	午前9時から午後8時（祝日・年末年始を除く）
		テレホン児童相談室	0956-23-1117	午前9時から午後5時（月曜日から金曜日）
		島原市家庭児童相談室	0957-63-7750	午前9時から午後4時（月曜日から金曜日）（祝日・年末年始を除く）
	少年問題全般の相談	少年相談（警察）	095-820-0110	午前9時から午後5時45分（月曜日から金曜日）
		ヤングテレホン（警察）	0120-786714	午前9時から午後5時45分（月曜日から金曜日）
		島原市子ども・子育て相談ホットライン	0120-62-7232	午前9時から午後0時、午後1時から午後4時30分 （月曜日から金曜日）（祝日・年末年始を除く）
		島原市少年センター	0957-62-7232	

女性	暴力・家庭不和・借金等の相談	長崎こども・女性・障害者支援センター	095-846-0560	午前9時から午後5時45分（月曜日から金曜日） （祝日・年末年始を除く）
		長崎配偶者暴力相談支援センター	095-846-0565	午前9時から午後5時45分（月曜日から金曜日） （祝日・年末年始をのぞく）
		長崎県男女共同参画推進センター	095-822-4730	午前9時から午後5時（月曜日から金曜日）（祝日・年末年始を除く）
	女性の被害などの相談 （ストーカー・DV・性犯罪被害など）	ストーカー対策係（警察）	095-820-0110	午前9時から午後5時45分（月曜日から金曜日）
		女性被害110番（警察）	0120-110874 #8103 （全国共通ダイヤル）	午前9時から午後5時45分（月曜日から金曜日）
		女性ほっとラインながさき（DV防止ながさき）	095-832-8484 080-2794-8022	午後1時から午後5時、午後7時から午後9時（月曜日・水曜日） 午後1時から午後5時（土曜日） 午後4時から午後8時（火曜日）
		公益社団法人長崎犯罪被害者支援センター （性暴力被害者支援サポートながさき）	095-895-8856	午前9時30分から午後5時（月曜日から金曜日） （祝日・年末年始を除く）
男性	男性相談員による男性からの様々な相談	長崎県男女共同参画推進センター	095-825-9622	午後6時から午後9時（毎月第2・第4水曜日）
障害者	障害（身体・知的・精神）の相談	障害者110番（身体・知的・精神）	095-846-8730	午前9時から午後5時（月曜日から金曜日）
		長崎県精神障害者団体連合会	095-808-5830	午前11時から午後3時30分（火曜日・金曜日）
		島原市福祉課	0957-63-1111	午前8時30分から午後5時15分（月曜日から金曜日）（祝日・年末年始を除く）
高齢者	高齢者介護や権利擁護などの総合相談	島原市地域包括支援センター	0957-65-5110	午前8時30分から午後5時15分（月曜日から金曜日）（祝日・年末年始を除く）
生活・福祉	生活保護の相談	島原市福祉課	0957-63-1111	午前8時30分から午後5時15分（月曜日から金曜日）（祝日・年末年始を除く）
	生活・福祉の心配ごと相談	島原市社会福祉協議会	0957-64-7050	午前9時から午後4時（月曜日から金曜日）（祝日・年末年始を除く）
消費生活	消費生活のトラブルの相談	長崎県消費生活センター	095-824-0999	午前9時から正午、午後1時から午後5時（月曜日から金曜日）（祝日・年末年始を除く）
		島原市消費生活センター	0957-62-9100	午前8時30分から午後5時15分（月曜日から金曜日）（祝日・年末年始を除く）
	悪質商法・振り込め詐欺に関する通報・相談	振り込め詐欺相談	0120-110874	24時間（当直対応）
		悪質商法相談	0120-110874	午前9時から午後5時（月曜日から金曜日）（業務のため不在の場合あり）
法律	法律相談	長崎県弁護士会（長崎）	095-824-3903	（予約・お問い合わせ）
		長崎県弁護士会（佐世保）	0956-22-9404	午前10時から午後4時（月曜日から金曜日）
		司法書士総合相談センター 長崎・佐世保・諫早	095-823-4895 （面談予約電話）	（面談相談のみ）（予約制） 午前9時から午後5時（月曜日から金曜日）
		日本司法支援センター（法テラス）	0503383-5515	午前9時から午後5時（月曜日から金曜日）（祝日・年末年始を除く）
	法律サービスの相談窓口情報の提供	法テラス・サポートダイヤル（全国版）	0570-078374	情報提供 午前9時から午後9時（月曜日から金曜日） 午前9時から午後5時（土曜日）（祝日・年末年始を除く）
	資力の乏しい方のための無料法律相談・裁判費用などの立替	島原市市民相談センター	0957-62-9100	月に1回相談予約による弁護士相談 午前8時30分から午後5時15分（月曜日から金曜日）
	弁護士法律相談			
労働	労働問題について、労働	総合労働相談コーナー	095-801-0023 0957-62-5145	問合せ先：長崎労働局雇用環境・均等室内 問合せ先：島原労働基準監督署
		産業保健スタッフへの支援	095-865-7797 （相談予約電話）	午前8時30分から午後5時15分（月曜日から金曜日）
	不払い残業・不当解雇・長時間労働など労働関係全般の相談	なんでも相談ダイヤル（連合長崎）	0120-154052	午前9時から午後5時30分（月曜日から金曜日）
	仕事（就職）の相談	ハローワーク島原	0957-63-8609	午前8時30分から午後5時15分（月曜日から金曜日）（祝日・年末年始を除く）

金融・経営	貸金業の相談	長崎県食品安全・消費生活課	095-895-2318	午前9時から午後5時45分（月曜日から金曜日） （祝日・年末年始を除く）
		日本貸金業協会 長崎県支部	0570 - 051 - 051	午前9時から午後5時（月曜日から金曜日）（祝日・12月29日から1月4日を除く）
	中小企業向け制度資金の相談	長崎県中小企業団体中央会	095-826-3201	午前9時から午後5時30分（月曜日から金曜日）
経営安定	経営不振に陥った中小企業者からの相談（経営安定特別相談室）	島原商工会議所	0957 - 62 - 2101	午前9時から午後5時（月曜日から金曜日）（祝日・年末年始を除く）
人権問題	人権の相談・研修の企画・講師の紹介等	長崎県人権教育啓発センター	095-826-5115	午前9時から午後5時（祝日・年末年始を除く）
	人権の相談	長崎地方法務局	0570-003-110	午前8時30分から午後5時15分（月曜日から金曜日）（祝日・年末年始を除く） ※最寄の法務局または支局につながります。
		女性の人権ホットライン	0570 - 070 - 810	午前8時30分から午後5時15分（月曜日から金曜日）（祝日・年末年始を除く）
		子どもの人権110番（長崎地方法務局）	0120 - 007 - 110	午前8時30分から午後5時15分（月曜日から金曜日）
犯罪・暴力犯罪被害	暴力団の不当要求などの相談	暴力追放テレホン（警察）	0120 - 110874	24時間（当直対応）
		長崎県暴力追放運動推進センター	095-825-0893	午前9時から午後5時まで（祝日・年末年始を除く）
	犯罪被害者やその家族に対し、法制度や被害者支援団体、支援に精通した弁護士などの紹介などの情報提供	日本司法支援センター（法テラス）	0570 - 079714	午前9時から午後9時（月曜日から金曜日）、午前9時から午後5時（土曜日）（祝日・年末年始をのぞく）
	事件・事故にあわれた方や、ご家族からの相談	公益社団法人 長崎犯罪被害者支援センター	095-820-4977 （犯罪被害全般） 095-895-8856 （性暴力被害専用）	午前9時30分から午後5時（月曜日から金曜日） （祝日・年末年始を除く）
薬物乱用	薬物乱用などの相談	薬物110番（警察）	0120 - 110874	24時間（当直対応）
虐待・社会福祉施設関係	使用者（会社・企業等）による障害児・者虐待等	ダイヤル後、音声ガイダンスに沿って電話の操作 ※ボタン1	0120-294210	午前9時から午後5時45分（月曜日から金曜日） （祝日・年末年始を除く）
		ダイヤル後、音声ガイダンスに沿って電話の操作 ※ボタン2	0120-294210	
		島原市福祉課	0957-63-1111	
	児童虐待（障害児を含む）	ダイヤル後、音声ガイダンスに沿って電話の操作 ※ボタン3	0120-294210	午前9時から午後5時45分（月曜日から金曜日） （祝日・年末年始を除く）
	高齢者虐待及び老人福祉施設に対する苦情等	島原市こども課	0957-63-1111	午前8時30分から午後5時15分（月曜日から金曜日）（祝日・年末年始を除く）
		ダイヤル後、音声ガイダンスに沿って電話の操作 ※ボタン4	0120-294210	午前9時から午後5時45分（月曜日から金曜日） （祝日・年末年始を除く）
		島原市福祉課	0957-63-1111	午前8時30分から午後5時15分（月曜日から金曜日）（祝日・年末年始を除く）
交通事故	損害賠償・過失程度・示談・自賠責保険の請求等の交通事故相談	長崎県交通事故相談所（県庁内）	095-824-1111	午前9時から午後4時（月曜日から金曜日）（祝日・年末年始を除く）
	交通事故巡回相談	島原市市民相談センター	0957-62-9100	【要予約】偶数月第4木曜日長崎県交通事故相談 午前10時から16時午前8時30分から午後5時15分（月曜日から金曜日）
その他	自死遺族からの相談	長崎子ども・女性・障害者支援センター	095-846-5115	午前9時から午後5時45分（月曜日から金曜日） （祝日・年末年始を除く）
	警察安全相談	警察安全相談室	095-823-9110	24時間（当直対応）
	警察安全相談（高齢者対象）	警察安全相談室（高齢者対象）	095-823-4165	24時間（当直対応）
	インターネット上の自殺予告事案などの相談	サイバー犯罪対策室（警察）	095-820-0110	午前9時から午後5時45分（月曜日から金曜日）
	人権相談	長崎地方法務局島原支部	0957-62-2513	毎週火曜日と木曜日の午前10時から午後4時



島原市自殺対策計画
平成31年3月 発行 島原市 福祉保健部
〒855-8555 長崎県島原市上の町537番地 電話 0957-63-1111（代表）